

令和3年度第3回福岡市動物の愛護と管理推進協議会議事録（抄録）

1 日時：令和3年8月27日（金） 14時00分～16時00分

2 開催方法：オンライン会議

3 出席者

(1) 学識経験者

- ① 佐々木委員（筑紫女学園大学現代社会学部）・・・会長
- ② 有馬 委員（福岡県弁護士会）
- ③ 生野 委員（学校法人滋慶学園福岡 ECO 動物海洋専門学校）
- ④ 木下 委員（日本大学商学部）

(2) 動物愛護に関する法人等

- ① 東田 委員（一般社団法人福岡市獣医師会）・・・副会長
- ② 森田 委員（一般社団法人九州動物福祉協会）
- ③ 松崎 委員（NPO 法人犬文化創造ネットワーク）
- ④ 富士岡委員（一般社団法人 HUG）

(3) 動物愛護団体等

- ① 波多江委員（福岡県愛玩動物協会）
- ② 木本 委員（ライフリレー博多ねこ）

(4) ペット関連事業者団体

- ① 山口 委員（ビッグママプロジェクト）

(5) 行政関係者

- ① 長尾 委員（福岡市早良区保健福祉センター地域保健福祉課）
- ② 小野 委員（福岡市保健福祉局生活衛生部）

4 議事録（抄録）

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 議事

次期計画で取り組むべき重点課題と具体的施策について

以下、◎：会長，○：副会長，□：委員，■：事務局

- ◎ 協議に入る前に今後の流れの確認だが、議論した内容を踏まえて事務局で次期計画案を作成するという点で間違いはないか。

■ 間違いない。議論終了後に事務局で素案を作り、それについてまた皆さんの意見を聞く予定である。

◎ 課題2に行く前に、前回議論した課題1の飼い主のいない猫問題対策について何か追加で発言したいことはないか。

□ 行政で対応している猫の苦情について、ボランティアで対応できないかと考え動き出している。各区のボランティアが苦情や相談に対応できるシステムを作り、一部のボランティアに集中しないで、グループで連携して対応できるように取り組んでいる。

◎ 福岡市は動物愛護推進員を置いていないが、地域の熱心な方々を推進員のような形で委嘱して、様々な対応をしていただくというのは施策の中にあっているのではないか。今の意見はそれを先取りした対応だと思うが、名前は別にして、行政をサポートするようなボランティア活動を今後検討してもらいたいと思う。

課題2 犬猫の譲渡・殺処分のあり方検討

■ 説明（説明資料④課題2参照）。

◎ 譲渡マニュアルの変更を行うということだが、譲渡不適で殺処分になっている200頭近くの猫の取り扱いは今後何か変更はあるのか。

■ 猫の殺処分の多くは健康状態が悪い子猫や負傷猫なので、馴致の対象とならない場合が多いが、健康状態に問題がなく警戒心が強い個体については、センターで環境に馴らした上での譲渡は行っていきたいと考えている。

◎ 殺処分の大部分の子猫については、あまり変化はないということか。

■ 健康な子猫についてはミルクボランティア制度を活用して譲渡を行っていくが、感染症等に対し長期の治療を行ってうえで譲渡を行うのは難しいと考えている。

□ 猫の馴致期間は設定されているのか。

■ まだ設定していないので、今後検討していく。

□ ボランティア団体はトライアル制度を設けていることが多いが、センターから

猫の譲渡する際にトライアルを行うということで間違いないか。

- 対象の猫については今後検討するが、まずは警戒心が強い猫や、高齢の猫などを主に実施していきたいと考えている。
- センター譲渡の場合のトライアルは、センターに戻すと殺処分になるのではないかと不安に思う人もいると思うが、センターに戻ってもまた次の譲渡につながるという考えでいいのか。
- 譲渡判定で合格した個体は基本的に殺処分を行っていないので、トライアルで戻ってきたからといって殺処分になるということはない。
- 譲渡マニュアルの改正で、譲渡可能になる犬猫の数が増えるのではないかと期待しているが、カンファレンスで職員以外の動物の行動学等の専門家の意見を聞くことはないのか。
- カンファレンスは、今のところ職員のみで行う予定である。最終的に殺処分するかどうかを決定しないといけない場合もあるので、外部の方をお願いするのは精神的な負担も含めて難しいと考えている。
- 殺処分の判断は職員が行うことだと思うが、犬の行動を見て、犬の気質や、警戒心、許容性、社交性などを正しく見極める能力や知識はプロの方が長けていると思うので、将来的に専門家の協力を仰ぐことができればよりよい判定ができるのではないか。
- 犬の気質等を見極めるために、プロの意見を聞いたり、研修を受けたりして職員の技術を向上させていかなければならないと考えている。外部の方の参加についても、将来的には考えていかなければならないと思う。
- ◎ 研修で職員の能力を向上するのは大変だと思うので、インターネットなども活用し、職員が迷ったときに相談するアドバイザーを置くという方法などもぜひ検討してもらいたい。
- これまでも職員が慎重に判断して殺処分等行っていたと思うが、今回さらに透明化を進めるというふうを受けとめてよいか。また、今後、業務の負担が増えると懸念しているが、今後の体制が担保できるのか聞きたい。

- これまでもマニュアルに沿って譲渡等を行っていたが、外部の方には収容された犬猫がどのように譲渡あるいは殺処分になっているのか分かりにくかったと思うので、今回改正するマニュアルについては一般の方にも分かるような形にしたいと思っている。

業務の負担は増えることになるが、現在の職員の中で業務の分担を適切に行い対応できるようにしていきたい。

- ◎ 不合格犬の取扱検討を係長 1 人で対応するのはストレスが大きいので、複数で担当するのはメンタルヘルスのにも非常にいい変更だと感じる。業務量の増加は大変だと思うので、犬のトレーニングなどボランティアの協力を仰ぐ体制ができてくれば職員の負担も減っていくのではないかと思う。

- 職員の業務負担以外の面で、攻撃性のある動物の危険性というのもきちんと考慮して対応する必要があると思う。その視点が抜けているように感じる。

一般の方への被害はもちろん、職員も被害にあうことがないよう慎重な対応が求められる。動物の福祉、幸せも大事だが、業務に携わる方々たちの安全も考え、健康被害が絶対起きないように対応してもらいたい。

- 今回のトレーニングの導入、預かりボランティア、トライアル制度の導入という新しい施策は、実質的殺処分ゼロからさらに進んで、殺処分数全体を減らす良い取り組みだと思うが、今後も実質的殺処分ゼロを目標として掲げるのか。

- 最終的に殺処分ゼロを目指していくものと考えているが、危害防止などの観点から殺処分せざるを得ない個体もいるため、現状では実質的殺処分ゼロを目標としている。

環境省の考え方をもとに殺処분을 3 つに分類し、今後、やむを得ない殺処分もできる限り減らしていこうと考えているが、一般市民の方には言葉の定義について理解しにくい部分もあると思うので、実質的殺処分という言葉についても今後考える必要があると思っている。

- 今回の内容を見るとすごく前進していると思うので、この取り組みに対する目標が実質的殺処分ゼロっていうのは何かずれているというか、もっと大きなところを目指していると宣言してもいいのではないかと感じる。

- 冒頭の猫問題の時にも出てきたように、カンファレンスなどセンターにおける

判断の後ではなく、センターに入る前に団体等が相談を受けて、譲渡可能な猫はセンターに入る前に止めるという方向に持っていけないかと思っている。

- ◎ それはボランティア団体の負担が大きいのではないか。
- カンファレンス後の団体への譲渡相談でも、自分たちが断れば殺処分になるかもしれないという精神的な負担はかなりのものだと思う。多頭飼育問題にも関連するが、断り切れずに引き受けたボランティア団体の崩壊が増加しないか危惧している。
- ◎ 地域の力を強くして、センターに持ち込まれる前に対応できるようになれば解決できると言えるが、200頭近くある子猫の殺処分についても合わせて考える必要があると思う。持ち込んで殺処分してくださいと言っているような状態だと思うので、持ち込む必要がないような状態を作っていくと、この200頭は減らないのではないか。このことに対する施策について様々な提案が出てきているのでぜひ検討してほしい。
- 猫はウイルス性の疾患が多く、潜伏期間を考えると1週間程度様子を見るのは結構重要な時間だと思う。新しく猫を保護した人には、必ず2週間は他の猫と接触させないように伝えている。特に今、マダニが媒介し猫も感染し人に健康被害を与える病気もあり、給餌者が猫から感染して亡くなった事例もあるので、動物の健康状態をきちんと把握するのは人への感染防止のためにも大事なことだと思う。

子猫の殺処分について、市と獣医師会で行っているミルクボランティア事業では、子猫の健康状態が悪くボランティアに預けられないことも多い。健康な子猫が多ければ、対応できる子猫の数が増えるが、著しく健康状態が悪い個体への対応には限界があると思ってもらいたい。
- ◎ 持ち込まれた子猫のうち、救えそうなものは救われているということなので、救えそうにない子猫をわざわざ持ち込んでくるのはどうなのかということを考えていけないといけないと思う。

感染症については野生動物の研究者の中でも非常に敏感になっていて、直接動物に触るということ避けたり、強いダニ除けの薬を使用するなどしているが、一般の方は知らない面も多いと思うので、動物を取り扱う際の注意点などについて周知を行い、警鐘を鳴らす必要があると思う。

課題3 多頭飼育問題対策

■ 説明（説明資料④課題3参照）。

- 福岡市の場合は、地域包括支援センター（いきいきセンター）が、高齢者相談の総合相談窓口なので、まずそこにきちんと周知をする、それから、いきいきセンターは他のいろいろな部署につなぐ役割も持っているので、動物のボランティアや専門家につなげるために、制度としてきちんと広報してもらいたい。

- 地域包括支援センターとの連携が出来てきていることは非常に良いことだと思うが、多頭飼育に陥った方はアドバイスを受けても実際にどうすればよいのか分からない、動けないという人が多く、また多頭飼育に限らず高齢者の場合は、急な入院等の可能性があるので、そういう方のための支援を考える必要があると思う。
その時に、近隣のボランティア意識の高い方が、猫の世話をしあげたり、動物病院に連れて行ったり、犬の散歩をするといった対応がシステムとして構築できればいいと思う。多頭飼育の支援や届出の周知も大事なことだと思うが、それと同時に、サポートするバックアップ体制の構築についても両輪で動いていく必要があると思う。

- 地域包括ケアシステムには、獣医師や動物関係団体がメンバーとして入っていないので、そこに組み込んでいけばより対応しやすくなるのではないかと思うが、動物の問題は優先順位を低くされやすく不甲斐ないところでもある。高齢者の多頭飼育だけでなく、1頭だけ飼育しているケースでもサポートが必要な方は結構いると思う。ECO 専門学校の生徒の発表を聞いて、熱心にボランティア活動に取り組んでいると感心したことがある。こういう活動者にも地域包括ケアシステムへの協力を仰ぐことができるのではないかと感じる。協力者はできるだけ多く、それをシステムの中に組み込まないと短期で終わってしまうので、ぜひ検討してもらいたい。福岡市獣医師会も組織として協力していけるようなシステムを作りたいと考えている。

- ◎ やはりシステム作りが大事という話だが、動物については、人の場合よりもやりやすいという面や、サポートをしやすいくところもあるかもしれないと思う。

- 多頭飼育問題の傾向として高齢者の占める割合が多いとあるが、客観的なデータはあるのか。地域包括支援センターとの連携を整備するのはいいと思うが、ほかの基幹相談支援センター、福祉事務所、精神保健センターなどとの連携は整備されているのか教えてほしい。

- 高齢者の割合については、環境省がガイドラインを作るにあたって全国の自治体を対象として行った多頭飼育問題に関するアンケート調査で高齢者が多いという結果が出ている。

地域包括支援センター以外の部署との連携は、まだほとんどできていない。個別の案件で対応が必要になった際に一時的に連携して対応しているのが現状である。
- 先ほど基幹相談支援センターや精神保健センターとの連携という話があったが、地域包括支援センターが関われば関係部署と連携を図ることができるので、まずは地域包括支援センターを絡めていくというのでいいのではないかと思います。
- ◎ 大宰府市では地域に民生委員がいるが、福岡市ではどうなのか。
- 福岡市でも民生委員が活発に活動していて、地域の情報をまず掴んでくるのは民生委員といった状況である。
- ◎ 民生委員に研修等受けていただいて、動物関係のいろんなアドバイスをしてもらおうというのも重要かと思うが。
- 民生委員にもぜひ協力してもらいたい部分だと思う。
- ◎ 民生委員は各家庭に精通しているため一番新しい情報を持っていると思うので、ぜひ検討してほしいと思う。
- 若い年齢の方での多頭飼育崩壊が実際に起こってきていて、地方とか都市部とか関係なく、核家族化が進んでお互いに無関心になり、気づかないうちに崩壊につながるケースが多いのではないかと思っている。そういう方の多くは動物病院にも行かないため発見が遅れるので、今の話のように民生委員が地域を把握して、早期発見に繋がればいいと思うが、福岡市でもその方向でできるのか、できているのか確認したい。
- 現時点で民生委員に動物の問題も対応してもらうのは検討できていない。おそらく現状の活動で忙しい状況だと思うので、さらに動物も追加となると難しいかもしれない。確かに、高齢者の方は介護関係者などから把握できる場合があるが、若い方は状況が悪化してから発覚する可能性が高いので、いかに早期発見あるいは予防していくかというところは大きな課題だと思う。

- 若い人も含めて様々な形での情報提供が必要だと思うが、民生委員の中には動物の問題で困っている方もいると思うので、こちらから働きかけるのは喜んでくれる面もあると思う。

- ケアマネージャーや民生委員など、実際に現場に入って現状を把握する方々との連携は必須だと思う。民生委員に動物の問題を対応してもらおうと負担になるという話があったが、古賀市の取り組みのように現場の情報を動物担当の部署につなげるシステム作りが必要だと思う。情報に応じて、ボランティアや動物愛護センターが早期に対応し改善に繋がれば、民生委員の負担も軽減すると思うので、まずは情報を上げてもらうシステムを作ることが必要だと思う。

- 最近は介護関係者からの相談が多くなってきている。これまでは動物の相談先がどこかわからなかったみたいだが、今はそれが少しずつ改善し連携ができてきたように思う。それに加え、高齢者は入院や死亡することがあるので目立つ部分もあるのかもしれない。多頭飼育問題はペット不可の団地やアパートのことが多いので、不動産関係者にもぜひ協力してもらいたいという思いがある。

高齢者の家族からの相談も増えているが、未だにボランティアが無料で引き取ってくれると思っている人がいる。介護関係者の中にも、飼い主が入院した場合は、すぐセンターが引き取るなど対応してくれると思っている人がいるので、相談先の連絡先だけでなく、預かり先や譲渡先を探す必要があることを知ってもらうことが大事だと感じている。

- 多頭飼育者はアニマルホルダーという精神疾患の方も多く、素人だけでの対応には限界があると思う。カウンセラー、行政の動物担当部署、警察などが連携して対応し、改善につながった広島の事例を聞いたことがあるので、単独の部署や、少数の部署での対応ではなく、もっと多くの部署、カウンセラー等専門家の話を聞くことも必要になってくると思う。

- ◎ 警察の場合は、交番への子猫の持ち込みという問題もあるし、今回福祉の部署の方に委員として参加してもらったが、警察やカウンセラーの方との連携も徐々にできればいいと感じる。

- 精神疾患であれば、動物の対応だけでは難しいと思うが、参考資料2の事例はどのような動機や経緯で多頭飼育に陥ったのか教えてもらいたい。また、早期察知という話が進んでいるが、福岡市の他部署からセンターに多頭飼育等についての報告や相談がどれぐらい寄せられているのか確認したい。

■ 多頭飼育には積極的に集めて増やしてしまう場合と、知識不足や経済的な理由から徐々に頭数が増えてしまう場合の2つのケースがあると思う。アニマルホーダーは犬猫を手放すことに強く抵抗することが多いが、今回は手放すことを拒否していた訳ではないようなので、おそらく自宅に来ていた猫数頭に給餌し、それが不妊去勢手術せずに増えてしまったケースではないかと考えている。

センターへの他部署からの相談や情報提供については、ケアマネージャーや保健所からの連絡が少しずつ増えてきていると感じているが、相談先が周知されていないところもあって、全体としてはそれほど多くはないと思う。

□ アニマルホーダーではない方に対する、ケアや支援については、事例ごとに対応を立てて、詳細を検討していく必要があると思う。福岡市で独自に対応するのは難しいかもしれないが、複数の要因から問題が起きているのであれば、要因ごとにどのような対策が必要になるのか整理する必要があると感じた。

結局猫がいるから保護してしまうということもあるので、前回のTNRの啓発の必要性を改めて感じたと同時に、地域の人たちに猫の問題を市役所に相談してもらうために、例えば町会、自治会の担当部署を通じて、多頭飼育やマナーを守れないエサやり、猫被害について、ボランティアやセンターに相談してもらうよう啓発することができればと考えている。

課題4 動物取扱業の監視指導

■ 説明（説明資料④課題4参照）。

□ 譲渡サポート店制度に市外の業者で興味があるところがあったが、対象は福岡市内の業者に限られるのか。県内まで広げるのは難しいのか。

■ 飼養施設を確認したうえで認定していることもあり、今のところ市内の業者の方に限定しているが、他都市でも同様の取り組みが広がれば良いと感じている。

◎ 譲渡に関し、県や他の自治体と相談や情報交換というのは行っているのか。

■ 広域譲渡について環境省は推進しているが、現実的にはどこも対応できていない状況ではないかと思う。

◎ ニーズがあるのであれば、県などとも相談してもらいたいと思う。ホームページはリンクが張られるなど連携が進んでいる印象があるので、いろんな面で連携が

広がれば素晴らしいと思う。

- ペットの販売業者は福岡市内にたくさんあると思うが、何%ぐらいが第一種として登録しているのか。全部は登録していないと思うが。
- 営利の業として行う場合は、未登録であれば法律違反になるため、基本的にはすべて登録しているはずである。
- 業者名は言及されないので分からないが、病気の動物を購入させられたがどうしたらよいかという相談を受けることがある。
- 規模によっては登録が必要ない場合もあるが、継続して販売するのであれば必ず登録は必要になるので、未登録の業者が販売しているなど法律違反の場合はセンターの指導が必要になる。
- そういう相談があった場合は、市に連絡するよう伝えてよいか。
- 売買契約のトラブルなどは消費生活センターでの対応になるが、未登録での販売など動物愛護管理法の違反に関してはセンターに相談してもらいたい。
- 行政処分取扱要綱の策定とあるが、福岡市の条例として行政処分を行うのか。行政処分は難しいところがあると思うが、市内で違反している場合には市の条例として行政処分があるという方向でいくということによいか。
- 行政処分については動物愛護管理法に基づいて行う。処分を行うに当たって、根拠となる基準や取り決めにまとめた要綱の策定を考えている。
- 動物愛護管理法の第21条第4項で、条例で第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができるとあるので、この要綱の前提としてその元になるような条例を制定するわけではないのか。要綱の位置付けが分かりにくかったので、条例との関係があるのか教えてほしい。
- あくまで法律で示された飼養管理基準等に違反した場合の処分を行うにあたっての要綱を定める予定にしており、条例で市独自の基準を定めることは検討していないため条例改正は考えていない。

課題5 マイクロチップ装着の推進

■ 説明（説明資料④課題5参照）。

◎ 自分の犬に14～15年前にマイクロチップを装着したが、住所変更の手続きについて把握していなかった。新しく購入した飼い主には周知されると思うが、装着済みの方々には何か対応しているのか。

■ 登録済み方の変更登録も義務付けられるので、登録機関に確認してもらうよう案内している。

◎ 登録機関は一元化されているのか。

■ 現在は登録機関が複数あるが、法改正後に一元化されるかどうかは把握していない。おそらく統一されると思うが、現時点ではお答えできない。

□ マイクロチップリーダーがセンターや動物病院にしかなく、センターに收容されないと分からない状況だったと思う。警察への設置は進んでいるのか。

■ 以前からの課題だが、警察への設置については協力が得られていない。

□ 今後設置されるようにならないのか。

■ 今のところ警察署や交番への設置は難しいと思われる。現在の対応として、警察からセンターに犬猫の回収依頼があった際に、センターからリーダーを持参し警察署で読み取る対応を行っている。

◎ 交番への設置は費用負担の面など問題があると思う。

□ マイクロチップの猫への装着が進めば返還率の向上や、飼い猫が誤ってセンターに收容されるような事例も減っていくと思う。

ペットの転入手続きやマイクロチップの登録変更について理解していない人がたくさんいると思うが、住民票にマイクロチップの番号や鑑札番号などペットに関する項目が追加になれば、犬猫の手続きももっと定着するのではないか。

■ 住民票や住基ネットに例えば犬の情報を載せることができれば便利だと思うが、福岡市だけの問題ではないので、全国的なシステムができないと運用する効果が

期待できない。国が検討するなど将来的に構築できればいいが、今すぐは難しいと思われる。

福岡市への転入者向けには、犬の住所変更手続きについての啓発チラシを区役所で配布している。

◎ マイクロチップデータの登録が義務づけられるので、住所変更等についてしっかりと情報提供する責任が国にもあるかと思うところである。

事務局に確認だが、あと3つ課題が残っているがどう進行したらよいか。

■ 今回課題の議論が終わるはずだったが、本日だけでは終わりそうにないので、もし可能であれば9月末頃にもう1回協議会の方を開催させていただきたい。

◎ 今から残りの3つを進めるのは難しいと思うので、日程を調整し、もう1回追加で行ってはどうかと思うがどうか。

□ もう1回開催した方が良いと思う。特に危機管理のことについては、昨今の災害の多さを考えると非常に大事な課題になってくると思うので、重点的に議論してもらいたい。

◎ それでは今回はここで議論を終わりにし、もう1回追加して残りの課題について議論を行い、10月に素案が出てくるという予定で事務局としては問題ないか。

■ それでお願いしたい。

◎ 今日の議論はここまでということにして、残りの3つについては1回追加して次回議論する形で進めたいと思うが皆さんよろしいか。

□ スケジュールの確保が難しいので、日程調整を早めに行ってほしい。

■ 終わり次第すぐに調整させてもらおう。

◎ 日程調整を事務局にお願いし、今回の議論はこれで終了する。